

京安全通信～安全な学校生活を目指して～

其の六「秋の交通安全について」 ～道路交通法が改正されました～

京都市教育委員会事務局 体育健康教育室
京都市立中学校教育研究会 安全教育部会

11月に入りました。暗くなるのも早くなり、下校時には、日が暮れる時期となってきます。これから交通事故が増える時期でもあります。特に10月～12月にかけて最も多く発生しています。そんな時期ですので、今回のテーマは「秋の交通安全について」です。以下の内容をよく読んで、登下校時や、塾等の習い事の行き帰り、休みの日に出かける際などにおいて、交通事故に遭わないようにしましょう。



「夕暮れ時の交通事故について」

「交通事故が起こりやすい時間帯は？」

令和元年(2019年)から令和5年(2023年)までの5年間について、全国で発生した時間帯別の死亡事故の発生件数をみると、特に17時台、18時台、19時台の3つの時間帯が突出しています。(※ グラフ1を参照)

この時間帯は、季節や地域によって差はありますが、一般には「夕暮れ時」や「たそがれ時」「日暮れ時」などと呼ばれる時間帯です。日の入り前後1時間は「薄暮(はくば)時間帯」と言います。薄暮時間帯における死亡事故を見てみると、7月以降は増加傾向に転じ、特に10月～12月にかけて最も多く発生しています。(※ グラフ2を参照)

グラフ1 時間帯別の死亡事故件数(令和元年～令和5年合計)

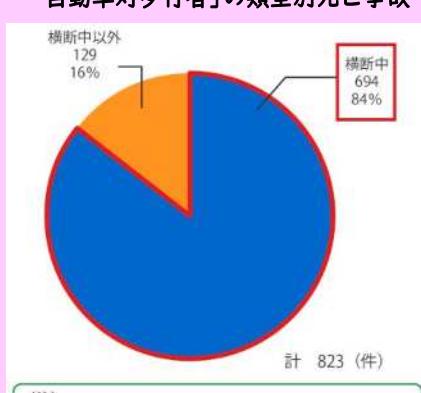


グラフ2 月別の死亡事故件数(薄暮時間帯)(令和元年～令和5年合計)



薄暮時間帯における

「自動車対歩行者」の類型別死亡事故



「夕暮れ時(薄暮時間帯)は『自動車対歩行者』の事故が多く、ほとんどが『横断中』に発生」

死亡事故を当事者別にみると、薄暮時間帯は「自動車対歩行者」が約半数で、最も多くなっています。時間当たりの事故件数についても、薄暮時間帯は昼間に比べて約3.3倍多く発生しています。また、薄暮時間帯における自動車と歩行者の死亡事故の約9割は、歩行者が道路を横断しているときに発生しています。

横断中死亡事故の約8割が「横断歩道以外」で発生、その約7割に歩行者の法令違反あり

薄暮時間帯において、歩行者が横断中に発生した死亡事故は、約8割が「横断歩道以外」で発生しており、横断歩道以外の横断における歩行中死者の約7割に法令違反がありました。

※ 参考:政府広報オンライン「夕暮れ時に歩行者が死亡する交通事故が多発!この時間帯の交通事故を防ぐには?」

「歩行者ができる夕暮れ時の交通事故対策は?」

「歩行者ができる夕暮れ時の交通事故対策は?」

夕暮れ時における横断中の事故を防ぐため、歩行者はどのような点に気をつければよいのでしょうか。夕暮れ時における横断中の事故に遭わないよう、歩行者は次のような道路を横断するときの交通ルールを守るようにしましょう。

- 横断歩道が近くにあるところでは、横断歩道を横断する。
- 道路を斜めに横断しない。(横断距離、時間が長くなり危険)
(※ 交差点において道路標識等により、斜めに道路を横断できる場合を除きます。)
- 進行中や停車中の自動車等車両の直前または直後を横断しない。(左右の見通しがきかず危険)
- 歩行者横断禁止の標識により、横断が禁止されている道路を横断しない。



「明るい服装ででかけましょう」

夕暮れ時の交通事故に巻き込まれないためには、歩行者自身がドライバーから見えやすくする工夫が大切です。夕暮れ時や夜間は、歩行者から自動車は見えても、反対にドライバーからは歩行者が見えにくいことがあります。また、黒など暗い色の服装は、ドライバーから見えにくいので、事故を防ぐためには、ドライバーから見えやすいように、歩行者は明るい色の服を着るなど工夫をすることが重要です



「反射材用品・ライトを活用しましょう」



反射材は、受けた光を、光が来た方向に強く反射する素材をいいます。反射材用品には、靴や杖、カートにつけるシールやキーホルダーのほか、足首・手首のバンド、たすきなど様々なものがあります。このほか、あらかじめ反射材が組み込まれた靴、衣類、バッグなどもあります。また、歩行者がライトを活用することも効果的です。反射材用品・ライトは、ドライバーなどに早めに自分の存在を知らせることができますので、自分の生活スタイルに合わせて活用しましょう。



「自転車を利用する時はライトを点灯しましょう!」

※ 参考:政府広報オンライン「夕暮れ時に歩行者が死亡する交通事故が多発!この時間帯の交通事故を防ぐには?」

「令和6年11月1日 道路交通法の改正」

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

○ 自転車運転中における携帯電話使用等禁止

スマートフォンなどを手に保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が禁止され、罰則の対象となりました。(イヤホン等で周囲の音が聞こえない状況での運転も京都府道路交通規則において禁止されています。)



罰則: 違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○ 酒気帯び運転およびほう助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

罰則: 違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 酒類の提供者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

重大事故を防ぐため、
交通ルールを遵守しま
しょう!!!



※ 参考:京都府警 法改正周知リーフレット